

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 52):
NZ入国時の隔離施設利用が11日から有料化

令和2年8月11日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- ・本11日より、NZ入国時の自主隔離施設利用が有料となります。
- ・料金は、大人一人目が3,100NZドルで、同伴者の人数や年齢に応じ加算されます。
- ・詳細は下記リンクをご参照ください。

〈NZ政府発表〉

- ① <https://www.beehive.govt.nz/release/managed-isolation-charges-start-11-august>
- ② <https://www.miq.govt.nz/being-in-managed-isolation/charges-for-managed-isolation/>

【本文】

現在、NZに入国する全ての方に14日間の自主隔離が求められていますが、NZ政府は今般、「8月11日(火)午前0時01分以降は、隔離施設の利用費用を入国者自身が負担しなければならない」旨決定しました。その概要は以下のとおりです。

1 請求費用(いずれも税込み)

- ・部屋を利用する一人目は3,100NZドル
- ・同部屋を共用する追加の大人は1名につき950NZドル
- ・同部屋を共用する追加の子供(3歳から17歳まで)は1名につき475NZドル
- ・3歳未満の子供は無料

2 課金対象者

課金対象は原則として以下のとおりですが、一定の条件を満たせば課金が免除されることもある模様です。判断に迷う場合は、下記「3」の問い合わせ先へご相談ください。

・現在NZ国外にあり、本規則の施行後(8月11日午前0時01分以降)にNZに入国するNZ人であって、滞在期間が90日未満の者。

※ ここでいう「NZ人」には、クック諸島及びニウエ、トケラウの国民、Residence クラスのビザ保持者、通常NZに居住しているオーストラリアの市民及び永住者も含まれる。

- ・本規則の施行後にNZを離れたNZ人。
- ・不可欠な労働者(Critical worker)として、入国拒否の例外措置を受けてNZに入国する者。
- ・一時ビザ保有者(Temporary visa holders)。ただし、国境が閉鎖された時に通常NZに居住しており、2020年3月19日以前にNZを出国した者を除く。

3 問い合わせ先

<電話>

+64 4 888 1670(NZ国外から、毎日NZ時間の午前8時から午後10時まで)

0800 476 647(NZ国内から、毎日NZ時間の午前8時から午後10時まで)

<NZ政府サイト問い合わせフォーム>

<https://www.miq.govt.nz/about/contact-us/>

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)